

○警察が嘱託する医師に関する訓令

(昭和53年1月12日島根県警察訓令第1号)

(目的)

第1条 この訓令は、留置施設の管理運営に関する訓令（平成19年島根県警察訓令第18号）第52条の規定に基づく被留置者に対する健康診断及び医療並びに検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づく検視その他の死体の取扱いに関する業務を適正かつ円滑に推進するため、警察が嘱託する医師（以下「嘱託医」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(嘱託医の報告及び委嘱の方法)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、嘱託医として適任と認める者1人以上を、嘱託医報告書（様式第1号）により警務部総務課を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けた医師を嘱託医として適任と認めたときは、当該署長に対し承認通知書（様式第2号）を交付する。

3 署長は、本部長の承認を受けた者に対し、本人の同意を得た上、委嘱書（様式第3号）を交付して嘱託医を委嘱するものとする。

(嘱託医の嘱託期間等)

第3条 嘱託期間は、2年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

2 署長は、嘱託医が辞意を申し出たとき、又は疾病その他の事由により、業務の遂行に支障があると認められるときは、当該嘱託医を解嘱することができる。

(嘱託医に委嘱する業務)

第4条 嘱託医に委嘱する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被留置者に対する健康診断に関すること。
- (2) 被留置者に対する医療その他の保健に関すること。
- (3) 死体の取扱いに対する立会に関すること。

(医師に対する業務依頼)

第5条 署長は、前条の業務については、嘱託医に依頼するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号を除く業務については、嘱託医が不在その他の事由によりその業務を依頼することができない場合に限り、他の適当と認める医師に依頼することができる。

3 前項の場合において、前条第2号の業務について依頼するときは、当該医師に依頼書（様式第4号）を交付することにより、委嘱に代えることができる。

(報償金)

第6条 嘱託医に対しては、委嘱する業務の内容に応じて相当額の報償金を支給しなければならない。

(嘱託医との協調)

第7条 署長は、嘱託医と平素から緊密に連絡し、かつ、良好な関係を保つよう努め

なければならない。

附 則

この訓令は、昭和53年1月12日から施行する。ただし、第2条及び第3条第1項の規定は、現に委嘱している医師の嘱託期間終了をまって適用する。

附 則（平成11年3月24日島根県警察訓令第18号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月31日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕